

資料

細川先生の話¹⁾ [入江寛ニメモ]

1. 訪問の目的

2. 訪問の経過

	頁	
初回	43-9-7	
2回目	43-10-23	・ ・ ・ ・ ・ 8
3回目	44-2-15	・ ・ ・ ・ ・ 14
4回目	44-7-18	・ ・ ・ ・ ・ 19
5回目	45-4-16	・ ・ ・ ・ ・ 26

誰：細川先生の話の記録は先生の御諒承を得て、面前で筆記した本文は、その記録を再録したもので、若干言葉を補足した。原記録も先生の話をも全部収めてある訳ではない。本文は記録の転載である。

1) ここに掲載する「細川先生の話」は、宮澤信雄氏の解題にあるように、チッソの専務取締役入江寛二氏によって作成されたものである。1968（昭和43）年9月17日から1970（昭和45年）年4月16日までの間、計5回にわたって行われた聞き取りをメモにしたものである。メモでは「初回 43-9-7」と記されているが、水俣病刑事裁判の証言で正しくは9月17日であり、9月7日は書き間違いであったと述べている。この聞き取りの存在は、1970（昭和45）年11月にチッソ株式会社が非売品として刊行し配布した『水俣病問題の15年：その実相を追って』の「はじめに」に記載されていた。

このメモはリコピー用紙（原寸30×22、罫線入り）に手書きで書かれている。ページ番号は0から36までうたれているが、33ページ目が欠落している。この欠落ページは、「後記」に当たる部分で、1から9まで項目がたてられているうちの6に当たる。通し番号が打たれており、書体や表記法も一貫していることから、聞き取り直後ではなく、のちに整理して書き起こしたものと推察される。

なお、掲載に当たっては、漢字や送り仮名、括弧書きなどの表記は原文どおりとし、記号等も可能な限り原文に忠実なものとした。なお、一部句読点を補った。

また、脚注は、読者の便宜を図るために、従来の研究資料や水俣工場新聞など複数の資料に当たり編集者がつけたものである。（花田昌宣）

1. 細川先生訪問の目的

昭和43年夏に入る頃、昭電阿賀川水俣病問題に関連して、水俣の問題が再燃するのではな
いかとの予感が、私の脳裡に浮かんで来た。

厚生省が或る決定に基いて見解を出すことが伝えられて来た。朝日、熊日等が改めて報
導(ママ)を盛にやり出した。「公害の政治学」²⁾が出版された。

会社内では当初の場合補償は既に解決済みであるとの見解が一般的であった。しかし、果
してそれで事がすむかどうか、私は心配した。

とにかく、此の問題については全貌について把握しておく必要がある。そのためには、当
時の関係者にきくと同時に、肝じんの細川先生に詳しく尋ねておくことが大切だ。新聞で見
る細川談話はどうも何となく不安である——之が先生訪問の動機であった。訪問者の適性に
ついて協議の結果、市川正君³⁾と私がよかろうといふ事になり、先づ手紙で訪問を傳えた。

ところが直前になって市川君に所用が出来て市川君の推撰で上妻君⁴⁾を同伴することにし
た。松山空港から電話で連絡した処、意外にも上妻氏となら話は出来ないとのこと一寸啞然
とした。上妻氏こそは、先生と之までも文通など親しい間柄だった。

上妻君は本来松山に用件があって来た事にし、一寸挨拶だけといふ事にして、大洲の先生
宅に行った。初回訪問の記録は、上妻君が去った後2人丈の対話の中から、先生の話を書き
記したものである。

2. 訪問の経過

第一回 43.9.17 油屋旅館⁵⁾に於いて

(○ハ先生の話)

○ 上妻さんをお断りしたのは、こういふ事です

私は会社に長いこと世話になりました。今も会社は懐しいと思ふ

しかし、私は、会社の間人である前に、医師なんです。そこが普通の会社の人と違ふの
です。

会社の方は、利潤一方の考へ方で、それは下の方の人も皆同じですね。そこが医師たる
私たちと違ふところです。

問題の頃、私は自分の考を会社のいろいろな人に話したが、上から下まで、係長に至るま
で私の考は容れられなかった。それを理解してくれたのは「入江さんと市川さん2人だ

2) 宇井純『公害の政治学』三省堂新書、1968年7月刊。

3) 市川正 細川医師の事件当時、技術部次長。1960年6月技術部長。

4) 上妻博宜 細川医師の事件当時、もう一人の技術部次長。

5) 愛媛県大洲市にある江戸時代から続く老舗旅館。

けでした。」それで、こんな話は、2人以外の方とは一切致しません。人生観が違ふから、私は話はしません（強調）

○ 32年夏のことだ

魚で病人が出る。人数が増えて来た。傳染病ではない——重大だ。人命こそは大切だと考へ、傳染病でないなら、工場が疑はしい。研究を強化したいと申出、西田さん⁶⁾と数日かゝって話合ひ、承認を得た。

それまでは、そんなには考へてゐなかつた。

利潤一方の人だが、研究には協力してもらつた。猫も思ふようにしてもらつた。

はじめ、視野狭サク⁷⁾から、マンガン、セリウム、タリウムがうかんだ。熊大も同じだった。熊大の研究が進んだ。それにつれ工場の疑が強くなった。

工場と熊大の仲がわるくなつた。

之はうかつな事は言つてはいけない。軽率に結論のような事を言ふと、漁民がさわぐ。自分は工場の医師だから、工場が白か黒かを早く知りたかつた。原因物質そのものよりも工場に原因があるかないか、それを知ること、会社の責任上、それが自分の基本だった。

○ 400号の件

34.7.21 醋酸の廃水を取り、20gr/Day 飼料に加えた。疑はしい症状が出た
先生独自の判断でやったものだ。

大ぜいがやつてゐたので、熊大にももれてゐると思つた

それで熊大に行つて、之は單に一例では分らぬ。到底そこまでは行つてゐない、と言つた。（発症とまでは言へないの意）

そこで確實なものにする必要があるので、自分の責任で、九大にやつた

当時は病理のことも分らず、今と違つてゐた。今なら、水俣病だろうと考へるが・・・。

標本も今もつてゐる。当時はそうは思はなかつた。その後研究しようと思つたが出来なかつた。——誰かに話したと思ふが不明確だ（記憶）

○ 技術部の懇談会で医師団からもう一度追試をやりたいと強硬に主張したが、ホコ先を交（ママ）はされた（その時上妻さんもゐたと思ふ）

しかし、「何時かはやるべきだ」と思つた・・・。

6) 西田栄一 1949（昭和24）年から水俣勤務。工場次長などを経て1957（昭和32）年から水俣工場長。刑事裁判で有罪確定。

7) マンガン、セレン、タリウムは視野狭窄とは無関係であり、細川医師のいい間違いか、入江の書き間違いかと思われる。

- 西田さんが工場長⁸⁾をやめるといふ話をきいた時、西田さんのところに行った。「あなたがやめるのなら、今迄共同で研究して来たのだから、水俣病のためにこそ自分は残ってゐたのだから」とて、辞表を持って行った。そうしたら、西田さんは、「自分は非常に水俣病に関心があるから、更に残ってやってくれ」と言われた。ハッキリ記憶してゐる。私は条件をつけた。廃水処理の装置が出来てゐたから、「精溜塔の沈砂等をやりたい、それをとらせてくれ」と。ところが、西田さんは「それは必ず次の者に言っておく」と約束した。実際は市川さんに指示したのではないかと思ふ。追試を開始。9例の実験をやった。症状は起った。しかし病理処見は見えてゐない。東大の病理に送った。斉藤助教授⁹⁾にたのんだ。2・3例送った。
- 後日斉藤氏のところに行ったら、紛失して見つからなかった。斉藤氏は「たしかにあぶかったが、さがして・・・」その後間もなく渡米して（一年）そのまゝに返事はない。
- その時の精溜塔の液と9例の解ボウ脳は今も保存してゐる。
- そのかたわれが熊大にも行ってゐるらしい。それは噂だが、実は不明確です。
- その後更に学問的に追及しなくてはならないが——当時既に入鹿山教授¹⁰⁾の結論は出てゐたし自分が急ぐ必要もないと思った
- 400号の時は、有キ水銀説はまだ出てゐなかった。水銀はまだ測ってゐなかった¹¹⁾。私は単に、とにかく工場廃水に原因があるかどうか会社が白か黒かを知ること専念した。物質は大学がやるだろうと思った。

8) 西田工場長は、1960（昭和35）年6月、本社へ異動。後任は北川謹哉。

9) 斉藤守 東京大学医学部助教授（病理学）、1960年日化協が設けた水俣病研究懇談会（通称田宮委員会）のメンバーでもある。

10) 入鹿山且朗 熊本大学医学部教授衛生学教室。

11) ネコ実験は1959（昭和34）年7月21日に開始され、同10月6日に400号が発症。なお、1958（昭和33）年9月26日には、熊本大学水俣病研究班報告会において、武内忠男教授が、「水俣病の病理所見はハンター＝ラッセルによって報告された有機水銀中毒例とのみ完全に一致する」と報告。1959（昭和34）年7月14日、朝日新聞が、熊大の研究班が水俣病の原因は有機水銀と確認、と報道している。さらに、同7月22日、熊本大学水俣病医学研究班（世良完介班長）が「魚介類を汚染している毒物として水銀がきわめて注目される」と発表。この研究報告会には、新日窒附属病院も、市立病院や水俣市、市議会、県議会などとあわせて招かれている。

- 私の考は、人の研究は「きく」だけである。自分の判定、研究によってきめる。発表する時はそれでないとしなない。
- 原因物質（メチル水銀）を No. 400と結つけて新聞にかかれてゐるが、そのことが工場内で既に分つてゐた事だとゐふ事になってゐる。そのことが外部に洩れてゐる。（工場のいろんな資料が外部にもれてゐるの意）
- メチル水銀は、技術部でも分析してゐた（分つてゐた）。石原君¹²⁾がやつてゐた。石原君からきいた時は、入鹿山先生が既に有キ水銀説を出してゐたと思ふ。石原君から私はきいたが、その時自分はきかぬ事にした（工場内の道路上で立話をしたとのこと）。
石原君が上司に報告したか、どうかは知らない。
その当時は、企業意識が強くて仲々むづかしかったから、途中で止つたかも知れない。
- 市川君との研究時代は、圧力を感じた事はない。
市川君はよく協力して下さつた
- 新聞は、病気の発生や、400号のことや、石原実験等いろんな事をゴッチャにしてゐる。そのためにおかしな事になってゐる。困つたものだ……。
（新聞を一部取出して指摘）→朝日新聞の切抜
- ✓ 当日、次の約束をした
 - イ) 400号については、今後、細川・入江2人で検討しよう。他者は絶対に入れない条件で。
 - ロ) 対外発表は、互に勝手にしない

註；一私は真相を知るため努めて自分の所見を述べる事はせず、客観的にきく態度を保つた。

又当日先生は朝日新聞の切抜を私に見せて、新聞の報導は、ものごとの時期を前後取違へて、間違つた筋を組立ててゐる事を指摘し、特に、自分の発言を正しく載せてゐないと言つて大変憤慨し、一切マスコミとは会はない事にしたと言はれた。

予想に反して、それ迄「先生が語つた」と、新聞などに載せられてゐる内容とは、かなり

12) 石原俊一 技術部員。

違った印象を先生から受けた。「私はそんな事は言はない、言葉の一部を勝手に引用してゐる」と言って、非難した。

果たして、先生は後日、ついに一度もマスコミに接触されなかった。

(或る日大阪の朝日新聞からわざわざやって来た時も、先生は玄関拂ひしたと何度も話してゐた)

第2回訪問。43. 10. 23 (10時より午後に亘る)

第1回訪問の後、9月末厚生省の認定¹³⁾があり、(私は、たまたま渡米してゐた)社会的に騒然として来た。

第1回訪問の時の先生のお話を社内で検討した。会社でそれ迄に知り得た事実干係(ママ)とも照合した結果、疑問点をもう一度たしかめる事にした。前回上妻君は拒否されて、私だけになったし、私は、往年の事実の流れについては、タッチしてゐないので、殆ど自ら知ってゐる事柄はないのである。

そこでもう一度市川正氏に頼み同行してもらおう事にした。当日は市川氏と先生の対話が多い。

— 。 — 。 —

○ 細川先生の話

400号のことは、熊大に報告した人がゐるので、(附属病院の先生の中に)私も熊大に行き、之は一例だから更に追求したいと話した。

○ 後日、病理の先生が(武内教授¹⁴⁾のこと)「自分も見た。水俣病だよ」と言はれた事がある。

✓ その頃水俣病とはっきりされた事がありますかね(✓印 市川)

○ 34年当時は、水俣病と正式に断定した事はない(断定したかといはれるとした事はない)。今、その後だんだん研究が進んでみると、水俣病と考へるべきだったと思ふ。

○ 400号を九大に送ったら遠城寺先生¹⁵⁾が、之だけでは分らない、他の水俣病の猫も送ってくれといふ事だったので、直ぐかどうか分らないが送った。

○ 私は「重金属があやしい」と思ったので—それは常識です—徳江氏¹⁶⁾に更に研究する必要があると主張した。

13) 1968(昭和43)年9月26日、厚生省は水俣病を新日本窒素水俣工場の工場排水による公害病と認め公式に発表した。

14) 武内忠男 熊本大学医学部教授病理学教室。

15) 遠城寺宗知 九州大学医学部助教授第一病理学教室、1963年鹿児島大学に転出。

16) 徳江毅 水俣工場技術部長。1960年2月横浜研究所に転出。

その後、技術部と病院と懇談会を催した。出席者は、徳江、市川、上妻、河崎¹⁷⁾、細川、小島¹⁸⁾、大島¹⁹⁾、久保田²⁰⁾です。34. 11. 30、
(先生はミカン箱2つに沢山の書類やノートを保管し、ドンコ帳に記録の整理をして居られた—その整理は只今やってゐるところだ、と言はれた)

- 本実験を再開したい旨強調したが徳江氏がズルズル、之をさせなかった。その前に徳江氏個人には要望を強調したがみとめられなかった。
- ノートには「病院側から再開を強調したが徳江氏によって許可せられなかった」と記録してゐる。
- 西君²¹⁾といふのが現場にゐた。
「液」をもらいに行ったが拒否されてゐる。
懇談会(34. 11. 30)の前のことだ。
- 西田工場長更迭の時、(35年5月以前)自分もやめたい、しかし例の実験を続行させてくれるなら、残ってもよい、と言ったら、西田氏は、自分も水俣病に関心があるから、続けてほしい、そのことは後任者に申送っておく、といふ事だった。
そのようなわけでH・I実験をすることになった。
- 後でそれは東大に送って頼んだ。大事なものと言へばよかったが、言はなかったので、齊藤助教授は紛失して、渡米してしまった。
「液」は今も保存してゐる。26年もゐた会社だし、他から出るのなら仕方ないが、自分から出す気持はなかった。
- ✓ 入鹿山先生に35年2月に「液」を渡した事を御存じですか？
- おぼえてゐない。
- ✓ H・I液No.1が最も水俣病らしいと言って細川先生がとんで来た事がある。
その時は、2人で話して、1匹だけでは何とも言へぬ、慎重にやろうといふ話をした記憶がある。(市川氏はその時先生も同調されたと言ってゐる)
その後H・I液と命名した。

17) 川崎技術部分析室長。メモ中に河崎とあるのは誤記。

18) 小嶋照和 附属病院医師、ネコ実験を担当。メモ中に小島とあるのは誤記。

19) 大島一郎 附属病院医師。

20) 久保田紳哲 工場内診療所医師。

21) 西茂 工場からネコ実験の手伝いとして派遣されており、ネコ実験の記録もしていた。

- ✓ H. I 液を熊大にやったのは、私の独断です。
H. I 液の猫の病理所見は出てゐませんね。
- その研究を東大にたのんだが不明となった。随分齊藤先生がさがしてくれたがついに見つからなかった。

東大には、液と猫を送りました。
九大、熊大には、私の手からは送ってゐない。
- ✓ 400号がハッキリしてゐたら、先生も断定され、私にハッキリ言はれたらと思う、その時はあまり問題にしませんでしたね— (と市川氏が言った)
- ✓ 8月24日実験を開始。11月25日から又開始した。12月外国行の用意。上妻君に主としてたのみ、3月～5月渡欧。5月以降殆んど手を引いた
36年10月入鹿山先生が、メチル水銀を検出した。H. I 液からだと思ふ。
- ✓ 石原君も36年末頃、ペーパークロマトでメチル水銀を検出してゐる。が、その実験だけではあやしい。方法自体不確かな方法である。
それがぬすまれたらしい。(工場のもの)
- どこかで見られたらしい

註：一

- (イ) 上妻君は、こんな一例ではあやしい、もう一度よくやってくれと指示。新に器械を購入したが、スト²²⁾前で確認の実験はやれなかった、といふ事である
 - (ロ) 上妻君は日本でも最初の実験だから、こんな程度では確認した事にはならないと考へた
 - (ハ) 石原君の実験記録が盗まれたのだらうと、石原君は言つてゐる由。
- (二) 細川先生は2人を見送る途中、大洲城跡に我々を案内し、次のようにも語つてゐる。
「フェニール水銀についても、あやしい例があつた。今後之も研究する必要がある。今はメチル水銀が原因といふ事になってゐるが、十年もすれば又新しい説が出る可能性がある。之も変りますよ」

22) 1962 (昭和37) 年4月から始まる安定賃金争議のことをさす。

註：一

(ホ) 前記「H. I 液 No. 1 が最も水俣病らしい」…は、9匹の中の1匹であるとのこと。

(ヘ) 「細川先生が市川君のところにとんで来た」…その時期が何時かについて、先生と市川氏とは、かなり論議してゐたが、結局35年2月から8月H. I 実験再開迄の間といふ事になった。

(ト) 当日は、前回の話の繰返し部分もあるが、市川氏との対話が多く、色々のニュアンスがよく分った。

両氏は当時の工場の雰囲気についても、話合ひが続いた。特に、当時の工場の統制観念について、強い非難が話題となった。35年2月、市川氏が独断で液を熊大に提供したのは「とてもそんな事をやれるような雰囲気ではなかったので、私は首を覚悟で黙ってやりましたよ」と市川氏は言った。(此の提供の事実で、今日会社は大変救はれた)

両氏は、西田工場長・徳江・久山²³⁾ 君の3人は水俣病問題を、大変こじらせた責任がある。

会社をこゝまで窮地に追込んだ者として当然責任をとるべきであると、いったような対話を、かなり強い語調で話合つてゐるのを、私は暫く黙ってきいてゐた。

(私は具体的な事柄については、殆んど知らないので、意見をさしはさむ余地がなかった)

—後日、市川氏に法郎(ママ)に証人として出てほしいと私が要請した時、同氏は、「西田さんたち3人は責任をとってやめなければ、社会的に問題は解決しないと思ふ」旨言切つた事がある。

(チ) 大洲城跡で3人話合中、水俣病の本を出版したいので、先生に協力をたのんだ。先生も実は既に同様の考で資料を整理中で、ある程度書いてゐる。もし会社で出版してくれるなら有難い、費用もかゝるし、どうしようかと思つてゐた、といふ事だつた。

そこで、私は委員会でも作り、先生にトップになってもらつて実現しようではありませんか、と言つたら、私が委員長になってやるなら賛成だとの御返事だつた。

私は、それでは私になりませうと約束し、更に客観的事実を調査し草案を作る事を約束した。

23) 久山泰三 チッソ 総務部長などを経てのち1964年より取締役。

第3回訪問 44.2.15

第2回訪問の後、社内検討の結果、水俣病問題の記録を作成することにし、委員会をつくり片岡氏²⁴⁾を採用、原案作成に取かゝった。

第3回訪問に当っては次のような考で、先生にお尋ねすることにした。

- 1) 出版について、
 - イ) 草案作成を委員（社員外）に依頼中であること
 - ロ) 客観的事実を基本とすること
 - ハ) 先生の話を用意させてもらうこと（事前に見てもらう）
 - ニ) マスコミの誤について訂正資料を明かにすること

- 2) 政府の委員会（千種委²⁵⁾の見透しについて、
（まだ正式に成立してゐなかつた）
法廷（ママ）斗争の予想が出て来たこと。
等の状況下で、400号のことなど事態の解明をしておく必要があるので
 - イ) 400号の解明
先生の当時の見解
その後の追試の目的
他の医師の考へ方。
 - ロ) 先生の、醋酸・塩ビ、の「液」の実験の発想と目的は何であったか。
 - ハ) 現在保存中の「液」とは何か。
 - ニ) 先生は、大島先生の実験を知つてゐたか、
知つてゐたらどう評価したか。
 - ホ) 11.30の会合には、西田氏は出席したか
 - ヘ) 何故直接投与をしたのか
それは、誰がえらんだのか。

第1回、第2回と重複する事柄が多いが、多少ずつ表現やニュアンスがちがうので記録する。

- 技術部と病院の打合会で、実験を主張したが、徳江君によって拒否された
自分たちは疑はしいので実験をやりたい（最初のときはだまってやったものだから）と要望した。

24) 片岡正巳 ルポライター。

25) 水俣病補償処理委員会（座長千種達夫氏の名前をとって千種委員会と呼ぶ）。

その時自分は、余り主張はしなかった。大島君が最も強く主張した。自分はその前に徳江氏に話してゐた。

偶然その時のことをノートしてゐました。

- アルデ液の直接投与は、自分の発想である
私は、工場の廃水が原因かどうかを知るのが目的であった。バク薬説、清浦説などいろいろあった。
私は、そのことを強調した筈である。といふのは打つべき手が早く打てるから。
- 大島君がアルデの直接投与を考へておったかどうかは知らない。
- 塩ビの液はとってみない（その時…）
それとも、とったかもしれぬ。
- この実験は、みんなでやってみたから、大島氏が単独でやったといふ事はいえない、と思ふ。
柿田君²⁶⁾ は外のテーマをやっていた。一確かそうだった。
- 病院の中で討議した。いつもそうしてゐた。
大島氏が九大の遠城寺先生を知ってゐるといふので、九大に送った。
- 九大では「それだけでは分らぬから、いろいろ送ってくれ」と。
それも大島氏が持って行ったと思ふ。
- ✓ 大島先生が平畑君をつれて、液をとりに行ったといふ話があるが、御存じですか。
- 「行ったかも知れない、知らなかった」
どういふいきさつか忘れた。
自分は、西君と行った事がある。車に乗って行った。それが400号の干（ママ）係かどうかは憶えないが…。
大島君も行ったかも知れない。
塩ビの廃液のことは憶えてゐない
- 西君のレポートがある。毎日出てゐた（今、まだ見てゐない）

26) 柿田俊之 附属病院医師。

- 400号については、九大の遠城寺先生の手紙を大島君が持って来た事がある。
定型的水俣病のネコを出させた。
(先生はこゝでノートの記事事項を見せながら読みつゝ、これはあれ(水俣病)ですよと言った。即ち、水俣病がハッキリしてゐるの意味)
- ✓ こゝで私は、遠城寺書簡のCopyを先生に見せた。
先生のノートには同書簡に書かれてゐる解ボウ所見の4項目のみが箇条書きにされてゐて、遠城寺先生の見解(「…はっきりは言へません」)は書かれてゐなかつた。
先生は「なるほど、そんな事があつたのですか」と言つて、見解の部分を書留められた。
そして
- 大島君は、その手紙の内容を私たちには、解ボウの結果だけ読んでくれたので、それしか書込んでみませんね、後の部分は知らなかつた。自分でその手紙を読んだ事はないのです、といふ事だつた。
- その当時は、之では不確かだと思つた。
今思へば…。当時は自信がなかつた。初めての病気だから…。
- 「一例だから…」といふ点では大島君とも意見が一致した。もう少しやり度いと思つた。
- 猫を何日も見に行つたものだ。水俣病に非常に似てゐた。
薬品を直接やつた場合は、量により症状が違ふものです。
- 直接投与については、「喜田村先生の説」については…当時はいろん事をやつてみたのだ。喜田村先生は水銀ではないと言つてゐた。(セレニウム説) —最後まで水銀説に反対してゐた人だ。そんな先入観があると考へがおかしくなるものです(だから直接投与は意味がないといふような事を言つたといふ意味)
- 9匹のH・I実験の後は、入鹿山説が出たりしたので、もう必要ないと思つた。
- 東大に頼んだのは行方不明。
残余、今保存中、廃液も。
- 坂本先生が、文春²⁷⁾を見て「大田教授にやらせよう」と言つて来た。

27) 『文芸春秋』1968年12月号に掲載された細川医師による「今だからいう水俣病の眞実」のことをさす。

- 実験を縮小した理由（国の研究にまつ）は、先生も知っていると答えられた。
- 工場長に研究の結果を逐一報告してゐたかどうか、については、「余り報告はされてゐないと思ふ」と答られた

第4回訪問 44-7-18

- ✓ 水俣病の記録作成委員会は広く且つ綿密な調査検討の上、水俣病発生以後の経過を、最も客観的と思はれる立場で作文した。
その中には当然細川先生の話が引用され、先生の話によって、聖過が定められた部分もあるので、作文の原稿を先生に検閲してもらう必要がある。そこで豫め、原稿を一部送り閲覽して貰った上、訂正すべき処は訂正する事にして、44年7月18日四度目の訪問をしたのである。（此の時までは、訴訟が起って間もなかったので、訴訟の事は余り念頭におかずに書いてゐる）
- ✓ 先生と2人、原稿の各頁について（先生に関係ある問題の範囲）読合せをしながら、先生の意見をきき、訂正した。表現の不適當のところも言はれるまゝに修正した。
- ✓ そして、訂正したものを再度刷り直して御届けする事を約束した。
- ✓ 当日先生の批評は次のようであった。
 - 1). 少し会社の辨護的な感じが出すぎてゐるのはどうか。
 - 2). 実験の聖過；何時どういふ実験をした、その聖過を正確に記述することが大切だ。それが足りない。
「大衆を納得させるために必要」である
 - 3). 熊大の先生を非難するのは、よくない。
 - 4). 工場の実験データの公表が足りない。

尚各項目についての先生の意見を書けば次の通り。

— 。 — 。 —

- ◎ 400号が発症して…熊大あたりにも、もれてゐた…大体は「原稿」に書いてある通りだが、自分は内科の医者で、研究者（権威ある学者）ではなく遠慮してゐた。
工場には強く言った（実験研究のこと）、続けてやりたいと…。
それは市川君ではなかった。誰かは憶えてゐない
言ふとすれば西田・徳江・上妻か、それより下には私は言はない。市川とは思えない。
続けてやりたいと言ったが容れられなかった。

- ◎ 「原稿」では、会社の見解を市川君がまとめた事になってゐるが、それは忘れてゐた。熊大の先生に強い反論があった。(ので、原稿の中、)「2・3の点について異論がある。一寸まってくれ。書いてもらっては困る。」と言って取除いてもらったと思ふ。(見解の)原稿から大方の点、削除した。
電話で翌朝やりとりした。相手はおほえない。市川か上妻か、徳江か上妻か？

- ◎ 病理はどうしたらよいかやんだ。
熊大と工場はよくなかった。漁民から熊大はせかれてゐた。医者は口がすべることがある。早く早く発表し勝ちになる。熊大も苦しい立場に立つ。
それで熊大には頼まなかった。
大島氏が九大の遠城寺氏と同窓だといふので頼む事にした。
遠城寺先生から、「自分は水俣病のものを見た事がない」と言って来たので、外の本当のものを送った。
後で、上妻君と頼みに行ったと思ふ。

- ◎ 私は1ヶ所よりも2ヶ所に出した方がよいといふ気持だったらう。

- ◎ 33年2月以来、九大にやってみたのは知らなかった。
当時、時田教授にも頼んでゐた。

- ◎ 遠城寺氏の手紙の後、武内教授を訪問した。
武内氏が「九大にも頼んだか」ときいたので、私は、九大と熊大が合致したらみとめようといふ考を述べたら
武内氏は、「遠城寺氏にきいたら、水俣病だと言はれた」と言った。
そのような事がありました。(証拠はないよ)

- ◎ 噂だが、遠城寺氏のお父さんが、水俣病問題は熊大でやってゐる、まき込まれるのはよくないので息子に、水俣病のことはやめよと言ったといふ話があった。

- ◎ お父さんの教授²⁸⁾には、附属病院に来てもらって、胎児性の子供を見てもらった事がある。胎児性ではないですかときいたら、老教授は小児麻痺だと言はれた。

- ◎ 水銀説は、会社が知ったよりも、私は早くから疑つてゐた。視野狭窄から…。

28) 遠城寺宗徳 九州大学医学部教授小児科教室、後に九州大学総長。

-
- ◎ 私が病院に残ったのは、病院の連中、患者からも信頼され、残ってくれといふ要望が強かった。それで残った。

 - ◎ 水俣病で工場が疑はれるようになったからは、いろいろの圧力を感じなくなった。西田さん…。

 - ◎ 田宮委員会から、本社を通じて呼ばれた時、西田さんから、「あなたは、自分からはしゃべらないようにしてほしい、話をきくだけにしてほしい」と言われた。私は甚だ憤慨して、上京はやめて、家で寝てみた。自分はその瞬間は、もう会社をやめるつもりだった。(細川夫人が、その時の状況を手に取るように語る)
そうしたら後で「上京して、石黒氏と一緒に出席してくれ」と言ひに来た。そこで病院に行って、2人の部長(医師)と話した。(工場長に頼まれたのか)「工場長はあんな事を言ふが、やはり行って下さい」と言われたが、寝てみた。
その後工場からの連絡で工場長が会いたいといふ事らしいので、それはこちらから出かけねばと思って、工場長のところに行った。「無理を言ったように思ふ(すまなかったの意)無条件で行って下さい」との話だった。
それなら、「共同責任だから行きましょう」と上京する事にした。

 - ◎ 児玉氏²⁹⁾が、「先生は、口にするな」と言った。

 - ◎ 発言の禁止——児玉氏。
ボーナスの切下
田宮委のこと

 - ◎ 工場の幹部といふのは、大変権力的だった。
技術者と医者との間の理解は出来なかった。久山氏など、病院は診療所で、診療しておればいゝのだと言ってゐた。
此の問題がこうなったについては、徳江さんと久山さんの責任は大きいですよ。会社も大変で再建に頑張っておられるそうだが、再建の人ではありませんよ。手のきれいな人でなくては…。

 - ◎ 解剖 第1例、第2例、附属病院でした。
第3例、市立病院で。

29) 児玉義忠 工場次長(昭和31-33年)を経て、常務取締役。

- ◎ 石原君は、実験を止められたように思ふ
“若い技術者” はいろいろ、研究をしてゐた。それがみな埋れてゐる。
- 先生は、此の日食事の後、在職中の不満を洗ひざらいぶちまけるように、奥さんと一緒に語りつづけた。

前田さん³⁰⁾ は今どうしてゐますか。— (徳積³¹⁾ の社長である事を話す)

前田さんの、あの権力的な工場運営の精神がいけないのです。人の意見をきかず受付けず、号令的な工場のやり方、それが根本的な欠陥ですよ。従って、上から下まで、その流儀になってゐた。

万事がそうだった。

その精神が水俣病の対策をおくらせ、対策をとろうとしなかった原因です。

「医者治療さえしておればよい」と言切つてゐましたからね。その考がいけないのであつたのである。私達の声をきかうとしない。

その時、医師の声に耳をかたむけてよくきいてくれる人がゐたら、患者の数も今日のようにはなつてゐなかつた。

私にとっては、会社の利害の前に、人間・患者に対して、医師であるという事に、私の存在価値があつたのです。

前田さんのような人が出世して、徳江・久山さんたちもだ、社会に対して罪悪感なしに出世してゐるとしたら、私は水俣病患者の為に、我慢出来ませんね。「協力はしませんよ。」と言つた。

註；一此の時、西田工場長の名は出なかつた。

(此の項は大洲駅プラットホームで概略を記録したもの。詳しく具体的な話いろいろあつた)

註；一

(イ) ◎印は原稿を読み合せしながら、先生から出た註釈である。

細かいところは省略。

その後原稿は、先生の注文通り訂正した。但し、資料は追加してゐない。それは別冊にする考にしたからである。

(ロ) 工場技術者の理解の仕方と、医学上の理解の仕方とに大きい差があることを先生は指摘してゐた。工場の技術者は、化学方程式で割切らうとする。割切れないものは認めない。医者の世界の事はそうはいかぬ。それでも認めなければいけない事がある。そういふ事がどうしても通じなかつた。

30) 前田典三 元水俣工場長。

31) 徳山積水化学工業。

—このような話を何度もきかされた。

- (ハ) 直接投与が、極め手になるとは思はないが、一つの手がかりになるといふ見解だった。原因物質そのものについては、何れ大学や何かが研究するだらう、我々は、工場廃水が原因かどうか、そこを確かめればよい、それが第1だと考へたといふ意見は、毎度の訪問で繰り返し出た先生の言葉であった。
- (ニ) 熊大の先生を非難するのは不穏当である。あの頃会社が寧ろ熊大をバカにせず、是非研究して下さい、と言ったらどうだったでせう。それがほんとはなかったです。か。“暗中模索”と書いてありますね、我々も熊大もそうですよ。そうしたら此の問題は、一変してゐますよ。——何回か強調された。

第5回訪問 45.4.16

(11°30' ~ 13°30')

- ✓ (訂正原稿は既に送附済みで、先生は既に御覧になってゐたようなので) 原稿に序文を書いてもらえないか、一寸口に出して相談した処、先生の答は次のようであった。
- 「自分の考は、あのような事ではない(原稿通りではない) 私が言った事は、なるほどいろいろ言つたが、都合よく引用されてゐる。誰が書いたか知らぬが、その通りではない。又、合化もいろいろ書いてゐる³²⁾ が、あの通りでもない。いはゞ、その中間にある。
- ✓ 例えば、どのような点でせうか、そんな不適當な箇所は、当然書改める必要がありますが・・・。
- 会社の人達には、その当時から(昭34年頃も・・・の意) そのような受取り方なり考え方なりが存在してゐた。
中には私の思違ひや記憶忘れもあるだらう。
併し、それをそのまま(会社の人の考通り)記録したのが、此の原稿です。
- 例えば、猫に発症があつた時、「症状としては水俣病である・・・」と言つた場合、会社の方は、「それだけでは断定出来ない。」「だから私が水俣病ではないのだと判断した」といふ風に書かれてゐる。それが会社の主張です。之は私の考とは違ふ。
その当時から、会社の技術者と我々医者とは理解の仕方が違ふのです。

32) 合化労連機関誌『月刊合化』に掲載されていた記事のことで推測される。

- ✓ 「併し、先生の考へ方は、やはり、病理処(ママ)見が一致し、又一例だけでは断定出来ない、2例以上が必要といふ御見解には変りないのですか」との間には「それはそうです」と確認されました。

- 「直接投与」の場合、症状が同じでも、それだけではいけない、病理の結果も合はないと、そうだ、とは言えない。
水俣湾の魚介で発症したのとは区別すべきだ。(水俣湾の魚介なら、発症だけでよいの意)

- 資料は小嶋君が整理し、工場に残してある筈だ。

- 「発症」一症状が出た意味
「発病」一記録する人がいろいろ用語をつかったものだから・・・。
「疑病」³³⁾ 一の中には、発症もあるが、直接投与の場合のこともあるから、疑病としたのではないかと思ふ。(此のような解釈は、今回初めて)
だから「疑病」の中には、症状としては「発症」もあると思はれる。

- 「発症」した場合は、必ず誰かに強く言った筈だ。私が言ったとすれば、上妻君あたりかな・・・。一々憶えてゐないが。病院の若い先生たちも、技術の人たちに話してゐるはずですよ。
市川君に、そんな話をした記憶はない。上妻君あたりがおさえてゐたのでは・・・。
(「市川君はきいた記憶がないといふ」私の言葉に対して)川崎君なんかよく知ってゐたのでは・・・。

- 石原君は、立派な研究をしてゐた。
その外にも、技術者で立派な研究をしてゐた人たちがゐる。表向き私は何も聞かされてはゐないが・・・。秘密にしたのではないか。その辺が問題ですよ、普通の技術の事ではないから・・・。

- 「潜在性」の事は今後問題になるだらう。

- 自分がハネタのが、今回審査委で認められてゐるのがある。還(ママ)境によるのだ(還境で判断も変るといふ意味か、症状の変化があったといふ意味か)

33) メモ中には「疑病」と記されているが、これは入江の書き間違いであり、細川医師は「疑症」といったものと思われる。宮澤氏の解題参照。なお、次葉では「石原君はりっぱな研究をしてゐるが疑症との結びつけ方は」と記載している。

- 胎児性については、私は強い主張をもってゐた。学界で認められ、その基準で診断すべきだといふ事で各委員と張合った事がある。私も頑固だったと思ふ。「伊藤君³⁴⁾ (保健所長) それでは、あなたは水俣病の事は何でも知ってゐますか、大橋君³⁵⁾ 知ってゐますか」とやり合った事がある。そう言ふと誰も何も言へなかったものだ。(当時)
- 後には、工場の幹部に移動があり、誰も彼も話の相手にはならない状況だった。漁業補償の事も大さわぎだったが元は水俣病ですよ。どうしてあんな時に、移動なんかするんでしょうね。どうかと思ひますね。
工場があやしいといふ事は、池田さんにも話した事があります (役員の池田さん³⁶⁾)。しかし会社の人には逃げよう逃げようとかゝつてゐるので、私の話がどうしても通じないんですよ。
なるほど私は断定はしなかったが、工場に原因なしとの断定もしてゐない。寧ろ工場は大いに怪しいと言つたんです。それを私の責任で裁判を逃れようといふように見えるがそれは困ります。
- ✓ 此の本は裁判のために書いてゐるのではありませんが・・・。
- 石原君は立派な研究をしてゐるが疑症との結びつけ方は正しくない、気に入くない。
- (石原君から聴取した記録文を先生に予め送附しておいたのに対して)
「石原君自身が私に会つた事がないといふのは、おかしい」「そんな事は、全くの嘘ですよ」と言はれた。
(大変強い語調であつた。先生は石原君と他の人例えば分析実務をやつてゐた川崎君と間違へてゐるのではないかとさえ思はれた)

今回の訪問で先生が病気で近く上京入院の事を知つた。面談は短時間といふ事でお許しを得て応接室に通されたのだが、辞去しようとするのを何回か引取められて、約2時間に及んだ。

いささか、気嫌がわるく、衰弱気味だが恢方に向つてゐるとの話ではあつた。

先生の記憶状態は、おかしな事に、訪問の初期の頃に舞戻つてゐる感じがした。

即ち、数回の訪問で、事実調査に基き、自ら訂正された記憶が再び元の線に戻つたような感じになつてゐた。病気のせいであらうか。

再度、研究資料中心の正しい記録を作りたいとの要望があつたので、それは改めて、別に出版させようと語つた。

34) 伊藤蓮雄 水俣保健所長。

35) 大橋登 水俣市立病院長。

36) 池田豊 常務取締役 (当時)。

昭45.5 (某日) 癌研入院、見舞にゆく。問題にはふれず。

昭45.6.29 見舞 問題にはふれず。

先生は繰返し「あなたもめぐり合わせが悪かったですね。お気の毒だと思ひますよ。」と仕切りに同情をうける。

夫人からも「大変ですね、体を大切にしてください」と繰返し慰問された。

(以上)

後記

1. 先生の手許には、ミカン箱に2ケの書類が残ってゐる。その中に大学ノートがある。之は、先生のその当時の生の日誌みたいなものだ。その中に会社にとって、困った内容がある。
訴訟上問題があるし、原告の弁護士や宇井純氏等も出入してゐる間柄だから、若しそのノートが相手側に渡っては問題である。そのミカン箱の資料について、先生は生前私の前で、奥さんにも、一切自分の許可なしに他人に見せてはならないと言って居られた。先生没後、何かの事でそれが相手に見られた時、訴訟上問題を生ずるので、私はひそかに大洲の未亡人宅に、折々親しい人をやって御見舞旁、様子を見させてゐる。——此の事実を話して知らせてゐる人は、久我³⁷⁾、土谷、樺山、緒方一浩君等に限定されてゐる。極めて秘密の事柄だから注意を要する。先生死后も、坂東弁護士³⁸⁾が四国大洲を訪問した事実が、今日、明かとなつてゐる。
緒方一浩君の4月の訪問の結果、知り得た状況ではミカン箱の中から、34/9月以降1年間分の大学ノートが見当たらなくなつてゐるといふ事である。
2. その外本件に関する一切の秘密を知つてゐるのは私と久我君である。会社に大局的に不利にならぬよう、有利になるよう、総合判断の上、物事の決定を行つてゐる。総て会社を救ふ観点から判断を下してゐる。
3. 本件訴訟に関連して、責任者として、私は次の事を特に会社に求める。
 - イ. 市川・上妻・両君は、将来生活の保証を事情の如何に拘らず行ふ責任がある。その理由は記さない。
 - ロ. 緒方一浩君も、会社の単なる人事運営上の取扱いで処置してはならない。手厚く処遇すべきである。之も理由は記さない。
 - ハ. 水俣病問題にたずさわつてゐる人達については、こゝではふれない。何れも何にも

37) 久我正一 取締役を経てチソ副社長。

38) 坂東克彦 新潟水俣病訴訟弁護団長。

まさる大きな貢献者である。

4. 本問題については、更に多くの事情・事実が明らかになってゐるが、こゝには記載しない。専ら、細川先生の話の中、大筋に干(ママ)するものに限った。
5. 水俣病問題は、単に訴訟や補償の問題だけではない、会社の運命に関はる最大の問題である。逃れ得ない宿命として、慎重且つ重要に考へるべきである。
そして再び新たな問題を起さないようにしなければならない。水俣病問題を惹起した本質は亦、事業の盛衰を左右する本質である事を猛省認識すべきである。

<編集部注記：ここから一葉（33ページ）が欠落。後記の第6項に当たるものと推測される。>

7. 最後に私のことを一つ記しておく

昭和32年夏、私は水俣総務部長から東京の営業へ転勤した。その2、3ヶ月前であろう。西田工場長と此の問題で話し合った事がある。

当時は、工場の技術的見解は、私たちに対しては、一応「現在工場では、有害物質を原材料にも製品にも使用したり製造したりしてゐないので、工場ではあり得ない」といふような説明になってゐた。

しかし私は何となく、果して工場と無関係と言ひ切れるかどうか分らない。万一工場に原因があるとなつた場合、今の（当時の）工場の姿勢は適当ではない。矢張り、大学等研究機関と積極的に手を組んで原因究明に立向ふべきではないかといふ主張をした。

それに対し、西田工場長は、これは科学の問題で、工場に原因があるなどといふ立証は誰も出来ない。裁判になつても、7年も8年もかゝつて、結局、結着はつかないのが落ちである。こゝにいふ科学の裁判といふのは、特許でもいろいろあるが、最後は分らんといふ事になるんだ、といふ見解で、極めて確固たる信念であつた。

又私の考えとしては、このまゝでは遠からず社会問題化するかも知れない。その時のことを考へても工場自らが原因究明に取り組んでゐるといふ態度でないと、厄介な事になるのではないだろうかといふ事もあつた。

しかし西田工場長には、此の社会問題化するであらう・・・という事については、徹頭徹尾理解が出来なかつた。社会問題化する前に取組むのと、大きな社会問題となつた。後で因果論争をするのでは、非常に差がある事については、遂に西田氏の理解を得る事が出来なかつた。

当工場の技術者の間には、自分達の未知の世界がある事は考へられなかつたのかも知れない。とにかく、当時の私は、会社の技術者達には、よほどの自信があるのだなといふ印象をうけた事を、今以て記憶してゐる。

又西田工場長は、因果関係を調べるのは、工場の責任ではない。何か説が出た時に、工

場はその説を検討する事でいゝのだといふはっきりした見解を私に示した。

それが、その当時の内部の見解であったと言ってよいだろう、その意味で工場は外部と隔絶してゐたと言へるかも知れない。

8. 細川先生には、私と市川君の外ついに此の問題で訪問した人が無い。(会社側)私も亦敢えて他の訪問者を送る事をしなかった。先生は、此の記録の外にもいろいろの事を語られた。その話がそのまゝ社内語り伝えられるときは、はかり知れない波紋をひき起こす事は明らかである。私は寧ろ、之は他の者は、よこさない方がよい、と考へた。私と市川君の外に誰も、ついに訪問しなかったのは、私の此のような配慮によるものである。

9. 結語

所謂細川証言によって、会社は訴訟上いくつかの難題を負はされた事になってゐて、それに対し、細川先生を非難する意見が社内に存在する。

「水俣病問題の十五年」といふ調査報告書の筋書を前提に考へると細川証言は、殊更会社に不利な証言の部分がところどころに見出されて、それが非難の理由である事は明かである。しかし此の一さつの本のストーリーは、広範な事実調査や人々の記憶の集積等を整理して、組立てたストーリーである。それが眞実であるかどうかは、誰も保証出来ない、神のみが知る所である。

此の一冊の本のストーリーは、私の責任に於いて「決定したもの」である。従つて此の一冊に書かれてゐない事も数々残つてゐる。それ等を総合すると、細川証言は、かつて自ら勤めた事のある会社のために、言ひたい事をマスクして、危険点は離れて通るといふ好意を示したものであると言つてよい。

細川証言は、会社を救つたものである、と私は判断してゐる。